

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年3月26日 |
| 【事業年度】 | 第9期（自平成24年1月1日至平成24年12月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社モブキャスト |
| 【英訳名】 | mobcast inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 藪 考樹 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木六丁目8番10号 (平成25年3月26日から本店所在地が東京都品川区東品川二丁目2番33号から上記に移転しております。) |
| 【電話番号】 | 03-5414-6830 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 清田 卓生 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区六本木六丁目8番10号 |
| 【電話番号】 | 03-5414-6830 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 清田 卓生 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

| 回次 決算年月 | 第5期 平成20年12月 | 第6期 平成21年12月 | 第7期 平成22年12月 | 第8期 平成23年12月 | 第9期 平成24年12月 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高 (千円) | 334,411 | 202,610 | 402,067 | 2,022,313 | 4,932,004 |
| 経常利益又は経常損失 () (千円) | 1,633 | 157,031 | 31,794 | 510,213 | 1,117,455 |
| 当期純利益又は 当期純損失 () (千円) | 2,992 | 346,094 | 16,832 | 484,234 | 648,114 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 356,875 | 367,475 | 154,995 | 179,995 | 377,372 |
| 発行済株式総数 (株) | 7,258 | 7,682 | 10,682 | 10,882 | 6,474,000 |
| 純資産額 (千円) | 295,030 | 29,864 | 181,887 | 716,121 | 1,761,235 |
| 総資産額 (千円) | 501,718 | 151,885 | 360,752 | 1,329,052 | 2,824,343 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 40,648.94 | 3,887.60 | 17,027.50 | 131.62 | 270.05 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期 純損失金額 (円) | 412.32 | 46,084.50 | 1,777.06 | 90.23 | 105.95 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | 103.34 |
| 自己資本比率 (%) | 58.80 | - | 50.42 | 53.88 | 61.90 |
| 自己資本利益率 (%) | 1.02 | - | 22.14 | 107.85 | 52.60 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | 20.48 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | 61,871 | 424,165 | 934,900 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | 50,890 | 102,510 | 227,717 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | 168,419 | 141,865 | 229,900 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (千円) | - | - | 193,315 | 656,836 | 1,593,919 |
| 従業員数 (人) | 18 | 10 | 20 | 35 | 77 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (3) | (1) | (1) | (2) | (5) |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第7期、第8期及び第9期は関連会社が存在しないため記載していません。

また、第5期及び第6期は、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載していません。

4. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当期純損失を計上しており、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載していません。第5期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載していません。

5. 第6期の自己資本比率及び自己資本利益率は、債務超過であるため記載していません。

6. 第5期から第8期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。

7. 第5期及び第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現

金同等物の期末残高は記載しておりません。

- 8 . 第7期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A & Aパートナーズにより監査を受けておりますが、第5期及び第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。
- 9 . 当社は、平成24年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を実施しております。このため、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|---|
| 平成16年3月 | モバイルコンテンツの企画開発を目的として、東京都港区に株式会社モバイル・ブロードキャスティング（資本金50,000千円）を設立 |
| 平成16年6月 | 本社を東京都目黒区に移転 |
| 平成16年12月 | 商号を株式会社モブキャストに変更 KDDI株式会社のEZアプリ専用ゲームサイト「100円天国」（現「ゲムッパストア」）オープン |
| 平成17年5月 | パソコン向け動画コンテンツの提供を開始 |
| 平成17年6月 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのiアプリ専用ゲームサイト「携帯専用 - mobGame -」（現「ゲムッパストア」）オープン |
| 平成17年7月 | ボーダフォン株式会社（現 ソフトバンクモバイル株式会社）のVアプリ（現「S!アプリ」）専用ゲームサイト「携帯専用 モブゲーム」（現「ゲムッパストア」）オープン |
| 平成17年8月 | 公式ゲームコンテンツを米国通信キャリア向けに提供開始 |
| 平成17年10月 | ネットプレッジ株式会社（現 株式会社fonfun）と提携し、公式ゲームコンテンツを中国通信キャリア向けに提供開始 |
| 平成18年7月 | アプリ連動型RPGゲーム「エレオンナイト」の提供を開始 |
| 平成19年6月 | 日本テレビ放送網株式会社、株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズと共同で「日テレ×GAME」をオープン |
| 平成21年2月 | 携帯ゲーム「サルさる3」を任天堂DSに移植し発売 |
| 平成21年12月 | ゲームコンテンツの企画開発に専業 |
| 平成22年2月 | モバイルエンターテインメントプラットフォーム「mobcast（旧ゲムッパ（注））」サービスの提供を開始 |
| 平成22年12月 | 「mobcast」においてソーシャルゲーム「Webサッカー」の提供を開始 |
| | 「mobcast」においてソーシャルゲーム「モバプロ」の提供を開始 本社を東京都品川区に移転 |
| 平成23年3月 | 「mobcast」の会員数が100万人を突破 |
| 平成23年4月 | 「mobcast」のスマートフォン版（iPhone版、Android版）対応を開始 |
| 平成23年10月 | 「mobcast」においてソーシャルゲーム「モバダビ」の提供を開始 |
| 平成23年12月 | 「mobcast」の会員数が200万人を突破 |
| 平成24年6月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 平成24年7月 | 「mobcast」においてソーシャルゲーム「モバサカ」の提供を開始 |
| 平成24年8月 | 「mobcast」の会員数が250万人を突破 |
| 平成24年9月 | 「mobcast」においてソーシャルゲーム「メジャプロ」の提供を開始 |
| 平成24年11月 | 株式会社コナミデジタルエンタテインメント製ゲーム「Jリーグドリームレジェンズ」の配信を開始（プラットフォームオープン化） |

（注）「ゲムッパ」は、平成23年12月に「mobcast」に名称変更しております。

3【事業の内容】

当社では、「エンターテインメントコンテンツを通じて、世界中の人々の毎日をちょっぴり楽しくする」というミッションのもと、モバイルプラットフォーム事業を展開し、ソーシャルメディア「mobcast」の運営を行っております。当社は、創業以来、様々なモバイルコンテンツの企画、開発、運営事業を推進してまいりましたが、平成22年12月期より、事業内容を当社が自社運営するソーシャルメディア「mobcast」を中心としたエンターテインメントプラットフォーム事業に集約し、ソーシャルメディアサービス及びソーシャルゲームサービスの2サービスの提供を行っております。なお、当社は単一セグメントとなっております。

(1) ソーシャルメディアサービスについて

「mobcast」は、ニュース配信やスポーツ実況中継等の機能を有するソーシャルメディアでもあり、ユーザー間の活発なコミュニケーションが発生しております。

「mobcast」の特徴は、スポーツ系コンテンツに特化している点であり、会員はスポーツという普遍的なテーマを共通言語とし、新たなコミュニティの形成や友人間での相互理解を深めることが可能となっております。

(2) ソーシャルゲームサービスについて

当社が運営するソーシャルメディア「mobcast」上で提供するソーシャルゲームの企画、開発、運営を行っております。

自社ゲームとして、プロ野球ゲーム「モバプロ」、競馬ゲーム「モバダビ」、サッカーゲーム「モバサカ」及びメジャーリーグ野球ゲーム「メジャプロ」を提供しております。

また、平成24年11月より、外部ディベロッパー製のコンテンツを当社プラットフォームに置くことができる「オープン化」を実施し、当事業年度末時点で株式会社コナミデジタルエンタテインメント製の「Jリーグドリームレジェンズ」が提供されております。

(3) 特徴と強み

当社の特徴と強みは、下記のとおりであります。

プラットフォーム

当社は、自社で運営するプラットフォーム上でソーシャルサービスを展開しております。他社プラットフォームで展開する場合に比べて、利益率が高くなる点や、詳細な分析数値をリアルタイムで把握できる点、自社で広告宣伝等を自由に決定できる点などの利点があります。

スポーツに特化

当社は、スポーツに特化したゲームやメディアサービスを展開しております。これにより、ターゲットを絞った効果的なマーケティングができる点、日々新たなニュースや話題によりコミュニティが活性化する点、ルールが万国共通なため海外展開がしやすい点などの利点があります。

ゲーム開発力

当社の開発チームには、コンソールやモバイルでゲームを開発してきた人材が多数在籍しております。自社開発のソーシャルゲームには、これらの経験やノウハウが活かされており、高いゲーム性を有しております。

(4) プラットフォーム「mobcast」会員数推移

| 年月 | 会員数(万人) |
|----------|---------|
| 平成24年1月 | 215 |
| 平成24年2月 | 221 |
| 平成24年3月 | 226 |
| 平成24年4月 | 231 |
| 平成24年5月 | 238 |
| 平成24年6月 | 241 |
| 平成24年7月 | 245 |
| 平成24年8月 | 251 |
| 平成24年9月 | 260 |
| 平成24年10月 | 270 |
| 平成24年11月 | 276 |
| 平成24年12月 | 281 |

(注) 上記会員数は、登録されている全ての会員数を記載しております。

(5) 収益構成について

当社のモバイルプラットフォーム事業の売上は、主に 有料課金収入、 広告メディア収入、 プラットフォーム手数料で構成されております。

有料課金収入

当社は、モバイルプラットフォーム事業において、ソーシャルメディアサービスとソーシャルゲームサービスの2サービスを展開しております。両サービスは、基本的に無料で利用可能なサービスとなっておりますが、ソーシャルメディア「mobcast」内での一部の商品や、情報等の取得やサービスの利用に関する高い利便性、ゲーム内各種アイテムの利用を望む会員の要望に応えるために、一部機能を有料サービスとして提供しております。

また、当社は、ソーシャルゲームサービスのサービスとしてキャリア公式サイト向けゲーム運営サービスの提供も行っておりますが、当サービスは、原則的に有料サービスとして提供しており、サービスの利用形態も一定期間内に何度でも一定料金で利用可能な月額課金サービスやその利用量に応じてサービス利用料が増加する従量課金サービス等多岐に渡っており、サービス利用料金単価も合わせて、ユーザーの趣向に合わせた多様なサービス課金形態によるサービス提供を行っております。

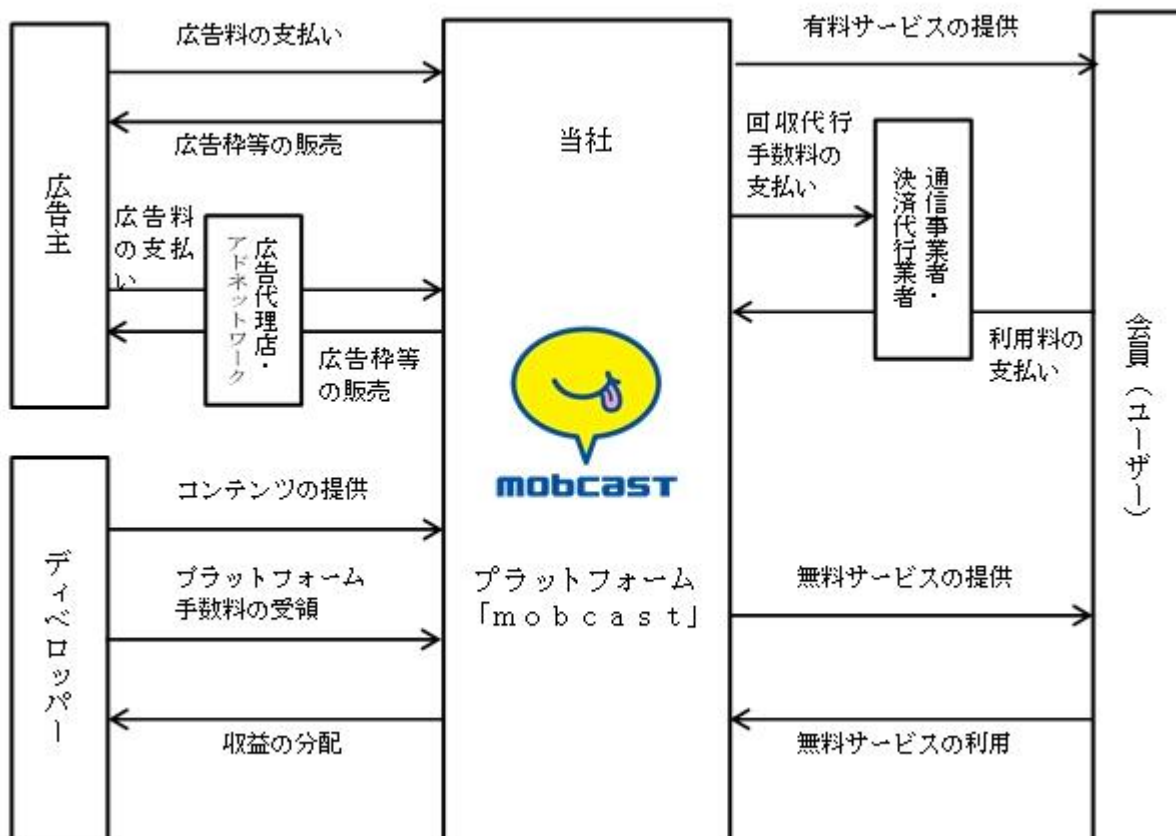
広告メディア収入

当社は、ソーシャルメディア「mobcast」を広告媒体として位置付け、主に広告代理店やメディアレップ、アドネットワーク等を介してインターネット広告の販売を行っております。現在は、広告主のウェブサイトへリンクを貼るバナー広告や成功報酬型広告(アフィリエイト)、ゲーム上で広告主との共同企画を展開するタイアップ広告等の販売を行っておりますが、「mobcast」上で展開する広告メディアサービスは、自社で広告を企画できるため、将来的にはSNS機能と広告コンテンツを連動させた新しいジャンルの広告モデルの開発も行う予定であります。

プラットフォーム手数料

当社は、プラットフォーム「mobcast」を外部に公開し、外部ディベロッパー製コンテンツを当社のプラットフォームで配信するオープン化を平成24年11月より開始いたしました。これに伴い、外部ディベロッパーよりプラットフォームの利用料としてプラットフォーム手数料をいただいております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年12月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 77(5) | 33.3 | 1.3 | 4,731,774 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数が当期中において42名増加いたしました。増加の理由は主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。
 4. 当社の事業セグメントは、モバイルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるモバイルインターネット市場は、スマートフォンの急速な普及により、人々が日常的にインターネットに接触する機会が増加し、インターネットは生活インフラに近づきつつあります。これに伴い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者も急拡大しております。

ソーシャルゲームの国内における市場規模は、平成24年度には対前年比137%の3,870億円、平成25年度は同110%の4,256億円と予想されております（株式会社矢野経済研究所予測）。

このような事業環境の下、当社は、前事業年度に引き続き、自社運営モバイルプラットフォーム「mobcast」の機能強化と、モバイルソーシャルゲームの開発及び運営に取り組みました。新規コンテンツとして、平成24年7月にサッカーゲーム「モバサカ」を、平成24年9月にメジャーリーグ野球ゲーム「メジャプロ」を配信いたしました。平成24年11月には、当社のプラットフォームを外部ディベロッパーに開放するオープン化も実現し、外部ディベロッパー製作のコンテンツ（株式会社コナミデジタルエンタテインメント製「Jリーグドリームレジェンズ」）の配信も開始しました。また、スポーツを軸に、ターゲットを絞ったプロモーション施策を実施し、効率的な会員数の拡大と収益基盤の強化に取り組んでまいりました。既存のゲームコンテンツであるプロ野球ゲーム「モバプロ」や競馬ゲーム「モバダビ」の売上が順調に推移し、また新規コンテンツである「モバサカ」、「メジャプロ」も好調に立ち上がりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、4,932,004千円（前年同期比143.9%増）、営業利益は1,127,205千円（前年同期比116.3%増）、経常利益は1,117,455千円（前年同期比119.0%増）、当期純利益は648,114千円（前年同期比33.8%増）となりました。

なお、当社はモバイルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載はしていません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ937,083千円増加し、1,593,919千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動において獲得した資金は、934,900千円（前事業年度比120.4%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動において使用した資金は、227,717千円（前事業年度比122.1%増）となりました。これは主に、無形固定資産の取得及び敷金の支払によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、229,900千円（前事業年度比62.1%増）となりました。これは主に、株式発行により得られた収入によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の状況

当社は、生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注の状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

| サービス別 | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) | |
|---------------|---|-----------|
| | 販売高(千円) | 前事業年度比(%) |
| ソーシャルメディアサービス | 275,769 | 217.2 |
| ソーシャルゲームサービス | 4,656,235 | 245.7 |
| 合計 | 4,932,004 | 243.9 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) | |
|-----------------|---|-------|---|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| テレコムクレジット(株) | 162,670 | 8.0 | 1,307,537 | 26.5 |
| (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 659,269 | 32.6 | 1,048,482 | 21.3 |
| KDDI(株) | 438,821 | 21.7 | 793,993 | 16.1 |
| (株)アイコール | 203,874 | 10.1 | 740,011 | 15.0 |
| (株)ウェブマネー | 280,860 | 13.9 | 517,846 | 10.5 |

3【対処すべき課題】

当社は、今後の事業展開において、業容を拡大し、経営基盤を安定化させるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

収益基盤の強化

当社は、「m o b c a s t」上で、ゲームをキラーコンテンツとして、スポーツに特化したエンターテインメント性の高いモバイルコンテンツの提供を行い、会員数の拡大を図り、収益基盤を強化してまいりました。当社が開発及び運営を行っているソーシャルゲームは、会員がリアルな人間関係に縛られることなく、新たなコミュニティを形成して楽しむことができるものとなっており、従来型のゲームに比べ、会員獲得コストを抑えることができ、会員も他者とのコミュニケーションを通してより深く楽しむことが可能となっています。しかし、一方で同様のサービスを提供する事業者も多く存在し、会員が他社のソーシャルゲーム等に移動するというリスクが常にあり、この事業構造は当社の成長を不確実にする要因の一つとなります。当社では、今後の安定的な成長を実現するためには、ゲーム関連売上を中心とした安定的な収益基盤の強化が必須であると考えております。そのためには、企画・開発力強化によりゲームコンテンツを安定的に供給すること、効果的な広報・広告宣伝活動を展開しプラットフォーム及び提供するゲームコンテンツの知名度を向上させること、会員向けサービスの充実により会員基盤の強化を図ること、外部ディベロッパー製のコンテンツを継続的に多数供給してもらえる体制を構築すること、海外展開、スマートフォンを代表とするデバイスの変化や技術革新への対応を速やかに行っていく必要があると考えております。

サイトの安全性及び健全性強化への対応

当社は、会員が安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社は、会員に対してゲームコンテンツや掲示板等のコミュニケーションの場を提供する立場から、会員が安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化など、健全性維持の取り組みを継続的に実施してまいります。

システムの強化

当社の事業は、全てインターネット上で展開されていることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、当社では、会員数増加や会員満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行っていくことが必要であると考えております。

組織体制の強化

当社は、今後の更なる成長を目指す上で、その時点時点において、優秀な人材の確保や人材の能力を最大限に引き出す人事制度の構築、最適な組織設計が重要な経営課題であると認識しております。そのために、経営理念に沿った人事ポリシーを構築し、最適な人員数のコントロールが可能なモニタリング制度の導入を実現し、成長フェーズに合った評価制度、人材育成制度、報酬制度を導入してまいります。また、組織設計においては、当社の事業及び戦略に応じて、常に最適な組織を模索し、役員及び従業員の自律性を高め、より階層の少ない透明性の高い組織設計を行っていく方針であります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

1. 事業に関するリスク

モバイル関連市場について

当社は、モバイルインターネット上でのサービスを中心としたモバイルプラットフォーム事業を主たる事業領域としていることから、ネットワークの拡充と高速化、低価格化、スマートフォンに代表されるデバイスの進化、多様化、それに伴う情報通信コストの低価格化等により、モバイル関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

平成24年12月末時点で携帯電話契約数は1億2,912万件であり、その約99%が高速データ通信が可能な状況にあります（電気通信事業者協会発表）。さらに、スマートフォンが急速に普及しており、平成24年度のスマートフォン出荷台数は前年比15%増となる2,790万台に達し、モバイル端末総出荷台数の約69%を占めると予測されております（株式会社MM総研予測）。

当社は、これらの統計に基づき、今後より安価でより快適にモバイルを利用できる環境が整い、モバイル関連市場は拡大を続けるものと見込んでおります。ただし、今後新たな法的規制の導入、利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、当社の予期せぬ要因によりモバイル関連市場の発展が阻害される場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

モバイル業界は技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて早いのが特徴であり、新たなテクノロジーを基盤としたサービスの新規参入が相次いで行われております。また、端末の技術革新も絶えず進展し、スマートフォン等の高機能なモバイルインターネット端末が登場し、普及が進んできております。当社は、このような急速に変化する環境に柔軟に対応すべく、オープンソースを含む先端的なテクノロジーの知見やノウハウの蓄積、更には高度な技能を習得した優秀な技術者の採用を積極的に推進していく方針です。

しかしながら、係る知見やノウハウの蓄積、技術者の獲得に困難が生じた場合等には、急速な技術革新に対する適切な対応が遅れる、または対応ができない可能性があります。更に、このような対応に伴ってシステム投資や人件費等の支出が拡大する可能性もあります。このような場合には、当社の技術的優位性やサービス競争力の低下を招き、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ソーシャルゲーム市場について

ソーシャルゲーム（ 1 ）の国内における市場規模は、平成24年には3,870億円、平成25年は4,256億円となると予想されております（株式会社矢野経済研究所予測）。ソーシャルゲーム市場は急拡大しており、市場は今後も成長するものと予想されておりますが、新たな法的規制が行われた場合、データ通信料の定額制廃止など通信事業者の動向が急激に変化した場合、ユーザーの嗜好が急速に変化した場合や知的財産権等について同業他社との係争が発生した場合等、環境が大きく変化した場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- （ 1 ）ソーシャルゲームとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）（ 2 ）上で提供され、他のユーザーとコミュニケーションをとりながらプレイするオンラインゲームです。
- （ 2 ）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）とは、メールや掲示板などを活用し、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービスです。

2. サービスに関するリスク

「m o b c a s t」について

「m o b c a s t」は、スポーツ系コンテンツを中心としたモバイルエンターテインメントプラットフォームであり、平成22年2月にサービス展開をスタートして以来、「モバプロ」、「モバダビ」、「モバサカ」及び「メジャプロ」の自社開発スポーツソーシャルゲーム等が幅広い層に支持され、急速に売上が拡大してまいりました。

しかしながら、モバイルインターネットサービスについては、ユーザーニーズの移り変わりや技術革新が激しく、ユーザーニーズに的確に対応したサービスの導入が、何らかの理由により困難となった場合には、ユーザーへの訴求力等が低下し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす場合があります。

また、当社は、スポーツ系に特化したモバイルエンターテインメントプラットフォーム「m o b c a s t」において、ユーザーニーズに対応した特徴のあるサービスを展開してまいりますが、当社の属する市場は成長性の高い市場領域であり、常に新しい技術やサービスが誕生することから、他社との競争が激しくなることや新規事業者の同市場への参入が予想されます。これらの競争他社に対し、当社が適時かつ適切な対応を取ることができなかった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有料課金サービスにおける特定事業者への依存について

当社のモバイルプラットフォーム事業の収益モデルは、ユーザーに直接課金を行うため、その決済システムにおいて特定の事業者に依存している部分があります。特に、デジタルコンテンツ販売等の有料課金サービスでは、その決済に際して株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社等による回収代行サービスを用いております。従って、これらの事業者との取引関係において取引解消を含む何らかの変動があった場合、若しくは相手先の経営状況の悪化やシステム不良等のトラブルを含む何らかの事情により有料課金サービスの決済に支障が生じた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

少数コンテンツへの依存について

当事業年度において、当社は、売上の大半をソーシャルゲームサービスに依存しており、また、当社のソーシャルゲームサービスは少数のゲームタイトルで構成されております。当該状況に関しましては、新たなゲームコンテンツの配信、外部ディベロッパー製コンテンツの当社プラットフォームでの配信（オープン化）等によって、売上高全体が拡大し解消が進むものと予想しております。しかし、環境変化や外部ディベロッパーの動向等により、新規コンテンツの配信や外部ディベロッパー製コンテンツの配信が予定通りに進まない場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定契約先との契約関係について

当社のソーシャルゲームサービスの主軸タイトルである「モバプロ」においては、一般社団法人日本野球機構との契約により選手や監督の写真及び名前を使用する権利許諾を受けております。現時点では同機構との契約継続に支障を来す事象は認識しておりませんが、同機構の方針変更等に伴い、契約内容の大幅な変更や契約解消等が生じた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、同様に、「モバサカ」においては、FIFPro COMMERCIAL ENTERPRISES BV（国際プロサッカー選手会）との契約により選手の写真及び名前を使用する権利許諾を受けております。現時点では同会との契約継続に支障を来す事象は認識しておりませんが、同会の方針変更等に伴い、契約内容の大幅な変更や契約解消等が生じた場合に

は、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

オープン化について

当社は、エンターテインメントプラットフォーム「m o b c a s t」を、より多くのユーザーに楽しんでもらうため、ソーシャルゲームを中心にコンテンツラインナップの拡充・強化を進めております。その一環として、外部ディベロッパー製コンテンツを「m o b c a s t」上で、ユーザーに遊んでもらえるようにする、オープン化を平成24年11月より開始いたしました。これにより、コンテンツの多様性が増加し、ユーザーの増加やアクティビティの増加を見込んでおります。

しかしながら、今後、外部ディベロッパー製コンテンツが思うように集まらない場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、外部ディベロッパーが配信するコンテンツにおいて、トラブルや障害等が発生した場合には、プラットフォーム運営者である当社の信頼性や「m o b c a s t」ブランドが毀損する可能性があります。

3．システムに関するリスク

当社は、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であると認識しております。従って、常時データバックアップやセキュリティ強化を実施しているほか、サーバそのものをセキュリティが厳しく安定的なシステム運用が可能な外部事業者が運営するデータセンターに設置する等の体制の構築に努めております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や事故、会員数及びトラフィックの急増やソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウィルスの感染など、様々な問題が発生した場合にはサービスの安定的な提供が困難となり、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4．不正行為等に関するリスク

当社は、個人情報を含む多数の顧客情報及び機密情報等を保有及び管理しております。当社は、これらの情報資産の適切な管理に最大限の注意を払っており、情報管理の重要性を周知徹底するべく役職員等に対する研修等を行い、情報管理の強化を図っております。

また、情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入防止について、システムの的な対策を講じております。

しかしながら、当社が取り扱う情報について、外部からの不正アクセス、システム運用における人的過失、役職員等の故意等による顧客情報の漏洩、消失、改ざん又は不正利用等が生じる可能性があり、そのような事態に適切に対応できず信用失墜又は損害賠償による損失が生じた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. リアル・マネー・トレード（RMT）に関するリスク

当社のサービスにおいては、ゲームの楽しさを拡大する目的でゲーム内アイテムをユーザー同士で交換できる機能を提供しております。当社と類似したサービスを提供する他社においては、一部の悪質なユーザーがアイテム等を不正に入手しオークションサイト等で譲渡するというリアル・マネー・トレード（RMT）（ ）という不正行為が発覚しており、社会問題化しております。当社のサイト内で入手できるアイテムに関しても、オークションサイトへの出品が若干存在しております。当社では、RMTに関しては、ユーザー規約にて明確に禁止をうたっており、ユーザーに対して積極的に啓蒙を行うと共に、違反者に対しては利用停止や強制退会などの厳正な措置の実施やシステムに抑止策を導入する等の対策を講じております。また、当社では、主要なオークションサイトを定期的に巡回し、当社アイテムを発見した場合には、速やかに警告を行い、サイト運営者を通じて出品を取り消すように働きかけております。

しかしながら、当社のアイテムを用いたRMTが発生・拡大した場合には、当社及び当社サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（ ）リアル・マネー・トレード（RMT）とは、オンラインゲーム上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為を言います。

6. サービスの安全性及び健全性に関するリスク

当社は、ユーザーが安心して利用できるサービスの提供が、信頼性の向上に繋がり、事業の持続的発展に寄与するものと認識しております。当社は、青少年保護、健全性維持・向上のために、下記のような取り組みを実施しております。

システムによる対応

- ・NGワード・・・悪質性が高いと思われる単語は使用できません
- ・ミニメール利用制限・・・未成年のユーザーは未成年同士としかミニメールができません

投稿監視システム

24時間365日、投稿内容の確認を実施しております。

RMT（リアルマネートレード）の禁止・対策

RMTは禁止とし、オークションサイトなどを定期的に確認し、不適切な出品や入札があった場合には速やかに対応を行うと共に、ゲームシステムにRMTの抑止策を導入しております。

ブラックリスト

迷惑行為の被害にあったユーザーが、加害ユーザーをブラックリストに登録できる機能を提供し、迷惑行為の拡大を防止しております。

強制退会

コミュニティ内で不適切な行為・言動（反社会的行為、わいせつ・暴力的表現、出会い目的行為、商業行為、個人情報掲載行為、荒らし行為等）があった場合、コミュニティ利用停止を行います。その他、ルール違反のユーザーに対しては、厳しく強制退会を実施しております。

課金制限

18歳以下（当社サービス登録年齢）のユーザーは、課金額を月額10,500円（税込）までに制限しております。さらに、18歳以下のユーザーは月額3,150円（税込）を超える課金ができない等の利用制限を、一部のゲームでは設けております。これらに加え、月の課金額が一定の水準を超えた場合には、警告が表示される仕組みも導入しております。

安心安全委員会

青少年保護、健全性維持・向上に向けた取り組みとして、定期的に「安心安全委員会」を開催し、健全性の強化や対策について議論しております。

mobcast 8つのルール

サイト内に、未成年のユーザーでもわかる平易な文章で、安全な利用のための注意書きを掲載しております。これらの施策により、当社は、当社が提供するサービスの安全性及び健全性は一定程度保たれていると認識しております。

しかし、当社サービスにおいて何らかの問題が発生した場合、法的責任を問われる可能性があるほか、当社及び当社サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 法的規制・制度動向によるリスク

インターネットに関連する法的規制について

当社はモバイルインターネット上でのサービスを中心としたモバイルプラットフォーム事業を主たる事業領域としていることから、インターネットに関連する法的規制の遵守は経営上の重要課題であると認識しております。

当社に関連する主要な法的規制として、まず、「電気通信事業法」があります。当社は電気通信事業法の定めに従って「電気通信事業者」として届出を行っているため、通信の秘密の保護等の義務が課されております。

次に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダー責任制限法」という。）があります。当社は「プロバイダー責任制限法」の定める「特定電気通信役務提供者」に該当しているため、電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害が発生した際には、権利を侵害された者に対して損害賠償義務及び権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を負う場合があります。

また、「不正アクセス行為禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。「不正アクセス禁止法」では、他人のID、パスワードの無断使用の禁止等が定められております。当社は、同法において「アクセス管理者」として位置付けられており、不正アクセス行為に対する防衛処置を行う努力義務が課されております。

そして、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一定の広告・宣伝メールの送信にあたっては、法定事項の表示義務等を負う場合があります。

さらに、平成21年4月1日に「青少年が安全に安心してインターネットを利用出来る環境の整備等に関する法律」が施行されております。当社は同法の定める「青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者」に該当しており、青少年がインターネットを利用して有害情報の閲覧をする機会を出来るだけ少なくするための措置を講ずると共に、青少年がインターネットを適切に活用する教育的措置を講ずる責務が課されております。

上記以外にも、近年我が国においてインターネット利用に関する様々な議論がなされている状況であり、今後、社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされたり、新たな法令等の制定がなされた場合には、当社の事業が制約を受け、またはその遵守のためさらなる対応及び費用を要する可能性があります。

SNS等に関連する法的規制について

当社が運営するエンターテインメントプラットフォーム「m o b c a s t」は、会員間の健全なコミュニケーションを前提としたサービスであり、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に定義される「インターネット異性紹介事業」には該当しないものと認識しております。

しかしながら、今後、社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、または新たな法令等の制定がなされた場合には、当社の事業が著しく制約を受ける可能性があります。

個人情報保護に関連する法的規制について

当社では、インターネットサービスの提供を通じ、利用者本人を識別することが出来る個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、個人情報の外部漏洩・改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限体制を明確化し、個人情報保護規程をはじめとした個人情報管理に関連する規程や規則等を制定しております。併せて、役職員等を対象とした社内教育を通じて関連ルールの存在を周知徹底し、個人情報保護に関する意識の向上を図ることで、同法及び関連法令等の法的規制の遵守に努めております。また、技術的対応として、全ての個人情報は、サービスの提供や開発に用いるものとは物理的に異なるサーバに保管するなどの対策を講じております。当該サーバへのアクセスは、業務上必要な従業員のみがセキュリティ対策を施した専用サーバを介した場合に限り可能とするなど、厳格に制限しております。

しかしながら、個人情報が当社関係者や業務提携・委託先などの故意または過失により外部に流出したり、悪用される事態が発生した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社並びに当社サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ソーシャルゲームの仕様に関連する法的規制について

当社が提供するソーシャルゲームサービスに関しては、上記5.記載のRMTや、6.に記載してあります健全性や青少年保護、過度な射幸心などについて一部のメディアから問題が提起されております。また、消費者庁より、平成24年5月18日に、「コンプリートガチャ（1）」またはそれと同様の仕組みが、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号）第5項に定める「異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法」に該当し、同第5項で禁止される景品類の提供行為に当たるとの考え方（「オンラインゲームの「コンプガチャ」と景品表示法の景品規制について」）が公表されており、「コンプリートガチャ」が禁止行為に該当する旨を明示した「『懸賞による景品類の提供に関する事項の制限』の運用基準について」（昭和52年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号）の改正（3）が、平成24年7月1日に施行されました。当社が提供するソーシャルゲームには、そこにいう「コンプリートガチャ」またはそれと同様の仕組みは導入されておらず、「コンプリートガチャ」等に対する当該規制の直接的な影響はありませんでした。その他の問題についても、現時点では明確に法令等に違反するものではなく、サービスを提供する企業それぞれもしくは業界団体が自主的に対処・対応し、業界の健全性・発展性を損なうことがないように努力をしていくべきと社は考えております。しかしながら、これらの問題に対して、今後、社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社の事業が著しく制約を受ける可能性があります。

- （1）コンプリートガチャ（コンプガチャ）とは、オンラインゲームの中で有料のガチャ（2）を通じて特定の数種類のアイテム等を全部揃えることができたプレイヤー（消費者）に対して別のアイテム等を新たに提供する仕組みを言います。
- （2）ガチャとは、オンラインゲームの中で、オンラインゲームのプレイヤー（消費者）に対してゲーム中で用いるキャラクターやアイテムを供給するもので、消費者が入手するアイテム等を自由に選択することができず、どのアイテム等を入手できるかは、消費者からみて偶然に支配されている仕組みを言います。
- （3）「『懸賞による景品類の提供に関する事項の制限』の運用基準について」の改正案では、「携帯電話ネットワークやインターネット上で提供されるゲームの中で、ゲームのプレイヤーに対してゲーム中で用いるアイテム等を、偶然性を利用して提供するアイテム等の種類が決まる方法によって有料で提供する場合であって、特定の数種類のアイテム等を全部揃えたプレイヤーに対して、例えばゲーム上で敵と戦うキャラクターや、プレイヤーの分身となるキャラクター（いわゆる「アバター」と呼ばれるもの）が仮想空間上で住む部屋を飾るためのアイテムなど、ゲーム上で使用することができる別のアイテム等を提供するとき」がカード合わせの方法に当たるとされています。

8. 組織体制に関するリスク

当社の組織体制は、小規模であり、業務執行体制もそれに準じたものになっております。当社は、事業規模の拡大に合わせ、優秀な人材を幅広く採用し、従業員がその能力を最大限に発揮できる最適な組織体制を適時構築し、公平な評価制度、人材育成制度、報酬制度を構築・運用することが必要と考えております。しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保が計画通り進まなかった場合や評価制度、育成制度等が効果的に機能しなかった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、今後の事業拡大に対応するためには、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

9. 自然災害等に関するリスク

当社は本社以外の事業所は保有していないため、本社において、地震・台風等の自然災害やその他の事業活動の継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。こうした事態が発生した場合に備え、事業継続プランを検討しており、状況に応じ事前の対策を実施する予定であります。災害等による物的・人的被害が予想を大きく超える規模になった場合には、事業の継続が困難になる可能性があります。

10. 配当政策に関するリスク

当社は設立以来、当期純利益を計上した場合においても、財務基盤を強固にすること、積極的な事業展開を行っていくことが重要であると考え、配当を実施しておりません。一方で、株主への利益還元につきましては、重要な経営課題であると認識しており、将来の事業展開と経営の体質強化のための内部留保を確保しつつ、剰余金の配当を検討する考えであります。

しかしながら、現時点での配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

11. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、役職員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。平成24年12月末現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は499,000株であり、発行済株式総数6,474,000株の7.7%に相当しております。

5【経営上の重要な契約等】

当社が許諾を得ている契約

| 相手方の名称 | 許諾内容 | 契約締結日 | 契約内容 | 契約期間 |
|---|--------------------------|-------------|------|----------------------------|
| 一般社団法人日本野球機構 | 球団名、球団マーク、所属選手名、選手の肖像等 | 平成24年3月1日 | 使用許諾 | 平成24年3月1日から平成25年2月28日まで |
| 株式会社セミック | O B選手の肖像等 | 平成24年3月1日 | 使用許諾 | 平成24年3月1日から平成25年2月28日まで |
| FIFPro COMMERCIAL ENTERPRISES BV（国際プロサッカー選手会） | 選手名、選手の肖像等 | 平成24年7月2日 | 使用許諾 | 平成24年7月2日から平成27年7月1日まで |
| 株式会社エス・アール・ピー | 日本サッカー協会所属選手の選手名、選手の肖像等 | 平成24年7月1日 | 使用許諾 | 平成24年7月1日から平成25年6月30日まで |
| 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ | 米国メジャーリーグの球団名、選手名、選手の肖像等 | 平成24年8月1日 | 使用許諾 | 平成24年8月1日から平成26年12月31日まで |
| 株式会社エス・アール・ピー | プロ野球外国人O B選手の選手名、選手の肖像等 | 平成24年12月20日 | 使用許諾 | 平成24年12月20日から平成25年12月19日まで |

（注）1. 上記については、ロイヤリティとして売上高の一定率を支払っております。

2. 株式会社エス・アール・ピーは、日本サッカー協会と同社との契約に基づき、当社と契約を締結しております。

3. 株式会社博報堂DYメディアパートナーズは、Major League Baseball Players Association及びMajor League Baseball Advanced Mediaと同社との契約に基づき、当社と契約を締結しております。

株式交換契約

当社は平成25年1月7日開催の取締役会決議に基づき、株式会社エンタークルーズ（現株式会社モブキャストイシー（以下、「エンタークルーズ」といいます。））との間で、当社のソーシャルゲームの開発・運営力と、エンタークルーズのPCゲーム開発力及びアジアでのネットワークを有機的に結びつけることで、ソーシャルゲームの開発力をより一層強化し、海外展開のスピードを速め、成長を加速するため、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。

株式交換の概要は、重要な後発事象に記載しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における総資産は2,824,343千円となり、前事業年度末に比べ1,495,291千円増加いたしました。

流動資産合計は2,548,101千円となり、前事業年度末に比べ、1,310,356千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金、売掛金、前払費用の増加によるものです。

固定資産合計は276,241千円となり、前事業年度末に比べ、184,934千円増加いたしました。これは主に、敷金、ソフトウェア仮勘定の増加によるものであります。

企業の安定性を示す自己資本比率は、61.9%となっております。また、支払能力を示す流動比率は、243.5%となっております。

(負債)

当事業年度末における負債は1,063,107千円となり、前事業年度末に比べ、450,177千円増加いたしました。

流動負債合計は1,046,419千円となり、前事業年度末に比べ、546,459千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等の増加によるものです。

固定負債合計は16,688千円となり、前事業年度末に比べ、96,282千円減少いたしました。これは主に、長期借入金の減少によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,761,235千円となり、前事業年度末に比べ、1,045,113千円増加いたしました。これは主に、増資による資本金の増加197,377千円、資本準備金の増加186,702千円、当期純利益の計上による利益剰余金の増加648,114千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

経営成績の状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、24,605千円であり、その主な内容は、サーバー関連備品の購入であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | 従業員数 (名) |
|----------------|--------|----------|---------------|--------|-------------|
| | | 建物 | 工具、器具 及び備品 | 合計 | |
| 本社 (東京都品川区) | 本社業務設備 | 89 | 14,347 | 14,437 | 77 (5) |

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は、平成25年2月8日付で以下に本社を移転しております。
 東京都港区六本木六丁目8番10号
 3. 建物は、賃借中の建物に設置した建物付属設備であります。
 4. 帳簿価額は減損損失後の数値であります。
 5. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 22,750,000 |
| 計 | 22,750,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (平成24年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成25年3月26日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 6,474,000 | 6,774,904 | 東京証券取引所 (マザーズ) | 完全議決権株式 であり、株主と しての権利内容 に何ら限定のな い当社における 標準となる株式 であります。 なお、1単元の 株式数は、100株 であります。 |
| 計 | 6,474,000 | 6,774,904 | - | - |

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年3月1日から本書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法もしくは会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成16年8月10日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 125 | 105 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 62,500(注1) | 52,500(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 110(注2) | 110(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成17年4月1日 至平成26年3月31日 | 自平成17年4月1日 至平成26年3月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 110 資本組入額 55 | 発行価格 110 資本組入額 55 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。 | 新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第4回新株予約権(平成17年7月27日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 10 | 5 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,000(注1) | 2,500(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 130(注2) | 130(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成18年4月1日 至平成27年3月31日 | 自平成18年4月1日 至平成27年3月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 130 資本組入額 130 | 発行価格 130 資本組入額 130 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権の譲渡および買入等の処分を行うことができない。 | 新株予約権者は新株予約権の譲渡および買入等の処分を行うことができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第5回新株予約権(平成17年8月24日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 4 | 4 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 2,000(注1) | 2,000(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 130(注2) | 130(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成18年4月1日 至平成27年3月31日 | 自平成18年4月1日 至平成27年3月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 130 資本組入額 130 | 発行価格 130 資本組入額 130 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権の譲渡および買入等の処分を行うことができない。 | 新株予約権者は新株予約権の譲渡および買入等の処分を行うことができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第11回新株予約権(平成22年8月31日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 10 | 10 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,000(注1) | 5,000(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 110(注2) | 110(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成24年8月31日 至平成28年6月30日 | 自平成24年8月31日 至平成28年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 110 資本組入額 55 | 発行価格 110 資本組入額 55 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第12回新株予約権(平成23年5月18日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 75 | 75 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 37,500(注1) | 37,500(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 110(注2) | 110(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成25年6月1日 至平成28年6月30日 | 自平成25年6月1日 至平成28年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 110 資本組入額 55 | 発行価格 110 資本組入額 55 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第13回新株予約権(平成23年5月18日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 10 | 10 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,000(注1) | 5,000(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 110(注2) | 110(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成25年6月1日 至平成28年6月30日 | 自平成25年6月1日 至平成28年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 110 資本組入額 55 | 発行価格 110 資本組入額 55 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第14回新株予約権(平成23年8月17日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 324 | 324 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 162,000(注1) | 162,000(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 220(注2) | 220(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成25年9月1日 至平成29年12月31日 | 自平成25年9月1日 至平成29年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 220 資本組入額 110 | 発行価格 220 資本組入額 110 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第15回新株予約権(平成24年4月11日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 50 | 50 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,000(注1) | 5,000(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 800(注2) | 800(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成26年5月1日 至平成30年12月31日 | 自平成26年5月1日 至平成30年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 800 資本組入額 400 | 発行価格 800 資本組入額 400 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第16回新株予約権(平成24年4月11日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 410 | 410 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 41,000(注1) | 41,000(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 800(注2) | 800(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成26年5月1日 至平成30年12月31日 | 自平成26年5月1日 至平成30年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 800 資本組入額 400 | 発行価格 800 資本組入額 400 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 | 新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

第17回新株予約権(平成24年10月17日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成25年2月28日) |
|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,740 | 1,740 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 174,000(注1) | 174,000(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,367(注2) | 2,367(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成26年11月2日 至平成34年9月30日 | 自平成26年11月2日 至平成34年9月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,367 資本組入額 1,184 | 発行価格 2,367 資本組入額 1,184 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権者は新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 | 新株予約権者は新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値又は新株予約権の割当日の前日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債を付されたものを含む。)の行使による場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
取締役、監査役又は使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - (イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
 - (ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - (ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
4. 新株予約権の権利行使におけるその他の条件については、新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成21年5月29日(注1) | 424 | 7,682 | 10,600 | 367,475 | 10,600 | 52,600 |
| 平成22年2月26日(注2) | 1,100 | 8,782 | 27,500 | 394,975 | 27,500 | 80,100 |
| 平成22年5月31日(注3) | 1,036 | 9,818 | 28,490 | 423,465 | 28,490 | 108,590 |
| 平成22年6月30日(注4) | 220 | 10,038 | 6,050 | 429,515 | 6,050 | 114,640 |
| 平成22年10月15日(注5) | 644 | 10,682 | 35,420 | 464,935 | 35,420 | 150,060 |
| 平成22年12月14日(注6) | - | 10,682 | 309,940 | 154,995 | 150,060 | - |
| 平成23年9月30日(注7) | 200 | 10,882 | 25,000 | 179,995 | 25,000 | 25,000 |
| 平成24年3月7日(注8) | 1,063 | 11,945 | 34,530 | 214,525 | 25,025 | 50,025 |
| 平成24年3月8日(注9) | 5,960,555 | 5,972,500 | - | 214,525 | - | 50,025 |
| 平成24年6月25日(注10) | 350,000 | 6,322,500 | 128,800 | 343,325 | 128,800 | 178,825 |
| 平成24年7月24日(注11) | 80,000 | 6,402,500 | 29,440 | 372,765 | 29,440 | 208,265 |
| 平成24年7月1日～平成24 年7月31日(注12) | 45,000 | 6,447,500 | 2,475 | 375,240 | 2,475 | 210,740 |
| 平成24年9月1日～平成24 年9月30日(注13) | 20,500 | 6,468,000 | 1,802 | 377,042 | 632 | 211,372 |
| 平成24年11月1日～平成24 年11月30日(注14) | 6,000 | 6,474,000 | 330 | 377,372 | 330 | 211,702 |

(注1) 株主割当増資を行っております。

発行株式数：424株 発行価格：50,000円 資本組入額：25,000円

主な割当先 藪 考樹、高森 浩一、他2件

(注2) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：1,100株 発行価格：50,000円 資本組入額：25,000円

主な割当先 ハクバ写真産業株式会社、頼定 誠、他1名

(注3) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：1,036株 発行価格：55,000円 資本組入額：27,500円

主な割当先 株式会社ビットアイル、株式会社アドウェイズ、高森 浩一、他12件

(注4) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：220株 発行価格：55,000円 資本組入額：27,500円

主な割当先 藪 考樹

(注5) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：644株 発行価格：110,000円 資本組入額：55,000円

主な割当先 三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合、海老根 智仁、他8名

(注6) 欠損てん補のため、資本金の額並びに資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行っております。

減少した資本金の額：309,940,000円 減少した資本準備金の額：150,060,000円

- (注7) 第三者割当増資を行っております。
発行株式数：200株 発行価格：250,000円 資本組入額：125,000円
主な割当先 株式会社博報堂、株式会社アサツーディ・ケイ
- (注8) 新株予約権の行使による増加であります。
発行株式数：1,063株 行使価格：55,000円、65,000円
資本組入額：27,500円、65,000円、55,000円
行使者 藪 考樹500株 清田 卓生400株、他6名
- (注9) 平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、1株を500株にする株式分割を行っております。
- (注10) 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 800円
引受価額 736円
資本組入額 368円
払込金総額 257,600千円
- (注11) オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加であります。
発行価格：736円 資本組入額：368円
- (注12) 新株予約権の行使による増加であります。
発行株式数：45,000株 行使価格：110円 資本組入額：55円
行使者：外部協力者1名
- (注13) 新株予約権の行使による増加であります。
発行株式数：20,500株 行使価格：110円、130円 資本組入額：55円、110円、130円
行使者：当社従業員2名
- (注14) 新株予約権の行使による増加であります。
発行株式数：6,000株 行使価格：110円 資本組入額：55円
行使者：外部協力者2名
- (注15) 平成25年1月1日から平成25年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が12,500株、資本金が875千円及び資本準備金が550千円増加しております。
- (注16) 平成25年2月1日付にて、株式交換に伴う新株発行により、発行済株式総数が279,404株、資本金が345,063千円及び資本準備金が345,063千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|--------------------|-------|----------|--------|-------|------|--------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 6 | 32 | 19 | 27 | 3 | 2,038 | 2,125 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 3,412 | 2,504 | 6,479 | 3,778 | 8 | 48,551 | 64,732 | 800 |
| 所有株式数の割合(%) | - | 5.3 | 3.9 | 10.0 | 5.8 | 0.01 | 75.0 | 100.0 | - |

(7) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------|---------------------|-----------|------------------------|
| 藪 考樹 | 東京都港区 | 2,752,000 | 42.50 |
| 株式会社ビットアイル | 東京都品川区東品川二丁目5番5号 | 225,000 | 3.47 |
| 清田 卓生 | 神奈川県藤沢市 | 200,000 | 3.08 |
| ハクパ写真産業株式会社 | 東京都千代田区九段北一丁目12番13号 | 200,000 | 3.08 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 189,800 | 2.93 |
| 頼定 誠 | 東京都世田谷区 | 170,000 | 2.62 |
| 海老根 智仁 | 神奈川県逗子市 | 166,000 | 2.56 |
| 佐藤 崇 | 東京都中央区 | 108,000 | 1.66 |
| 高森 浩一 | 京都府向日市 | 104,500 | 1.61 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 91,000 | 1.40 |
| 計 | - | 4,206,300 | 64.97 |

(注) 前事業年度末において主要株主であった住友商事株式会社は、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 6,473,200 | 64,732 | 1単元の株式数は、100株 であります。 完全議決権株式であり、 権利内容に何ら制限のな い当社における標準とな る株式であります。 |
| 単元未満株式 | 800 | - | - |
| 発行済株式総数 | 普通株式 6,474,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 64,732 | - |

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|----------------|--------|------------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - | - |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成16年8月10日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 2名 外部協力者 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものであります。

第4回新株予約権

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成17年7月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものであります。

第5回新株予約権

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成17年8月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」 に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものです。

第11回新株予約権

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成22年8月18日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 1名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 - 名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」 に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものです。

第12回新株予約権

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成23年5月18日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 3名 当社の監査役 -名 当社の従業員 -名 外部協力者 -名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものです。

第13回新株予約権

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成23年5月18日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 -名 当社の監査役 2名 当社の従業員 -名 外部協力者 -名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものです。

第14回新株予約権

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成23年8月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 5名 当社の監査役 -名 当社の従業員 25名 外部協力者 -名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものです。

第15回新株予約権

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成24年4月11日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 -名 外部協力者 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものです。

第16回新株予約権

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成24年4月11日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 25名 外部協力者 - 名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものです。

第17回新株予約権

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成24年10月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 9名 外部協力者 - 名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 付与対象者の人数は、平成24年12月31日現在のものです。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元策を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針と考えておりますが、当面は、内部留保の充実を図り財務体質の強化と事業拡大のための投資等を実施し一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元策となると考えております。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案して各期の株主に対する利益還元策を決定していく予定であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができ、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 | 平成24年12月 |
| 最高(円) | - | - | - | - | 2,570 |
| 最低(円) | - | - | - | - | 1,260 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成24年6月26日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成24年7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 2,124 | 1,712 | 2,145 | 2,424 | 2,390 | 2,220 |
| 最低(円) | 1,260 | 1,341 | 1,355 | 1,819 | 1,900 | 1,852 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

5【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------|---------------|------|--------------|---|----------|--------------|
| 代表取締役 社長 | - | 藪 考樹 | 昭和45年10月14日生 | 平成4年4月 株式会社ティーアンド シー入社 平成5年4月 東京工販株式会社入社 平成7年2月 株式会社藤和土地建物入 社 平成7年12月 株式会社ベルパーク入社 平成11年9月 同社取締役営業本部長 平成12年7月 同社常務取締役営業本部 長 平成15年1月 同社常務取締役グループ 事業統括本部担当 ジェイフォンサービス株 式会社(現 株式会社ジャ パンプロスタッフ)代表 取締役社長 平成16年3月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 平成25年2月 株式会社モブキャスト イーシー取締役(現任) | (注) 1 | 2,752,000 |
| 常務取締役 | メディア事業 本部長 | 頼定 誠 | 昭和43年9月28日生 | 平成4年4月 日本IBM株式会社入社 平成13年5月 株式会社博報堂入社 平成17年3月 早稲田大学大学院商学研 究科(経営戦略)修了 平成17年10月 株式会社博報堂D Yイン ターソリューションズ取 締役 平成18年6月 エフツーエム株式会社 取 締役 平成21年8月 当社入社 ビジネス推進部長 平成21年9月 当社取締役 平成23年6月 当社マーケティング部長 平成24年10月 当社メディア事業本部長 (現任) 平成25年1月 当社常務取締役(現任) | (注) 1 | 170,000 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-----------|-------|--------------|--|----------|--------------|
| 取締役 | 管理本 部長 | 清田 卓生 | 昭和44年 9月14日生 | <p>平成 6年10月 中央監査法人入所</p> <p>平成11年 9月 日本エーエム株式会社 (現株式会社カーチス) 入社</p> <p>平成13年 3月 ハートアンドブレインコ ンサルティング株式会社 取締役</p> <p>平成13年 8月 スカイメディア株式会社 (現株式会社インクルー ズ) 取締役</p> <p>平成15年 4月 ハートアンドブレインイ ンベストメント株式会社 (現HBI株式会社) 代表取 締役</p> <p>平成16年 1月 株式会社ビットアイル管 理本部長兼社長室長 株式会社NTCホールディン グス 取締役</p> <p>平成16年10月 株式会社ビットアイル 取 締役</p> <p>平成17年 7月 HBI株式会社 取締役(現 任)</p> <p>平成18年12月 株式会社リラク取締役 (現任)</p> <p>平成19年11月 株式会社テラス取締役</p> <p>平成22年 6月 株式会社P X 取締役(現 任)</p> <p>平成22年 8月 当社取締役(現任) 当社管理部長兼社長室長</p> <p>平成24年10月 当社管理本部長(現任)</p> <p>平成25年 2月 株式会社モブキャスト イーシー取締役(現任)</p> | (注) 1 | 200,000 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|---------------|-------|--------------|---|----------|--------------|
| 取締役 | プラットフォーム事業本部長 | 佐藤 崇 | 昭和50年 6月30日生 | 平成11年11月 Phone.com Japan K.K. (Openwave Systems Inc.) 入社 平成15年 7月 ビットレイティングス株 式会社(現アクセルマーク 株式会社) 代表取締役 平成20年 8月 同社代表取締役社長 平成22年 9月 同社代表取締役会長 平成22年10月 当社入社 モバイルサービス部長 平成22年11月 当社取締役(現任) 平成23年 6月 当社ポータルプラット フォーム部長 平成24年10月 当社プラットフォーム事 業本部長(現任) 平成25年 2月 株式会社モブキャスト イーシー代表取締役(現 任) | (注) 1 | 108,000 |
| 取締役 | ゲーム事業本部長 | 和智 信治 | 昭和47年 7月21日生 | 平成 7年 4月 株式会社エニックス(現 株式会社スクウェア・エ ニックス) 入社 平成20年10月 株式会社ISA0入社 平成23年 4月 当社取締役(現任) モバイル開発部長 平成23年 6月 当社ディベロップメント ・サービス部長 平成24年10月 当社ゲーム事業本部長 (現任) | (注) 1 | 37,500 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|----|--------|--------------|---|----------|--------------|
| 取締役 | - | 海老根 智仁 | 昭和42年 8月30日生 | 平成3年4月 株式会社大広入社 平成11年9月 株式会社オプト入社 平成13年1月 同社代表取締役COO 平成17年9月 eMFORCE, Inc取締役会長 (現任) 平成18年1月 アウル株式会社取締役 (現任) 株式会社オプト代表取締役CEO 平成20年3月 同社代表取締役社長CEO 平成20年11月 株式会社トライステージ 取締役(現任) 平成21年3月 株式会社オプト取締役会 長CSO 平成22年1月 同社取締役会長(現任) 平成22年3月 当社取締役(現任) | (注) 1 | 166,000 |
| 常勤監査役 | - | 高瀬 明 | 昭和28年 5月4日生 | 昭和52年4月 日本火災海上保険株式会 社(現日本興亜損害保険 株式会社)入社 昭和63年6月 日本携帯電話株式会社入 社 平成3年8月 株式会社東京デジタルホ ン(現ソフトバンクモバイ ル株式会社)出向 平成6年4月 同社転籍 平成14年4月 同社業務執行役員経営企 画本部プロダクトSATリー ダー 平成15年4月 同社業務執行役員プロ ジェクトCOREサブリー ダー兼BPRリーダー 平成17年4月 同社業務執行役員MNP推進 室長 平成17年8月 同社業務執行役員マーケ ティング本部セールス& チャンネルストラテジ-部長 兼CRM部長 平成18年5月 同社業務執行役員マーケ ティング本部マーケティ ング企画統括部長 平成19年2月 株式会社ベルパーク入社 平成20年3月 同社 取締役 平成22年8月 当社監査役(現任) 平成25年2月 株式会社モブキャスト イーシー監査役(現任) | (注) 2 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|----|-------|--------------|--|----------|--------------|
| 監査役 | - | 三村 昌裕 | 昭和44年 6月25日生 | 平成11年 4月 株式会社タケツ（現株式会社タケツプロデュース）入社 平成12年 1月 株式会社ティエウェブ（現エフビットコミュニケーションズ株式会社）入社 取締役事業部長 平成13年11月 三村戦略パートナーズ株式会社 代表取締役（現任） エム・アンド・エムパートナーズ株式会社（現アジリオン・ホールディングス株式会社） 代表取締役 平成17年 2月 アジリオン・ホールディングス株式会社取締役 平成17年 7月 当社監査役（現任） | (注) 2 | 17,500 |
| 監査役 | - | 前川 昌之 | 昭和40年 3月30日生 | 平成 3年10月 中央新光監査法人 入所 平成 6年 3月 公認会計士登録 平成13年 3月 公認会計士税理士前川昌之事務所 所長（現任） 平成16年12月 当社監査役（現任） 平成17年 8月 株式会社トランザス監査役（現任） | (注) 2 | 50,000 |
| 監査役 | - | 高森 浩一 | 昭和22年 2月20日生 | 昭和45年 4月 シャープ株式会社入社 平成17年 5月 同社取締役国内情報通信営業本部本部長 平成19年 4月 同社常務取締役国内情報通信営業本部本部長 平成20年 4月 同社常務執行役員国内情報通信営業本部本部長 平成21年 4月 同社顧問 平成22年 6月 高森事業戦略研究所 代表（現任） 平成22年 8月 当社監査役（現任） 平成23年 6月 eBase株式会社監査役（現任） 平成24年12月 株式会社高森戦略研究所 代表取締役（現任） | (注) 2 | 104,500 |
| 計 | | | | | | 3,593,500 |

- (注) 1. 平成24年 3月 8日開催の定時株主総会の終結の時から平成25年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 平成24年 3月 8日開催の定時株主総会の終結の時から平成27年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役海老根智仁は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役高瀬明、監査役三村昌裕、監査役前川昌之及び監査役高森浩一は、社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

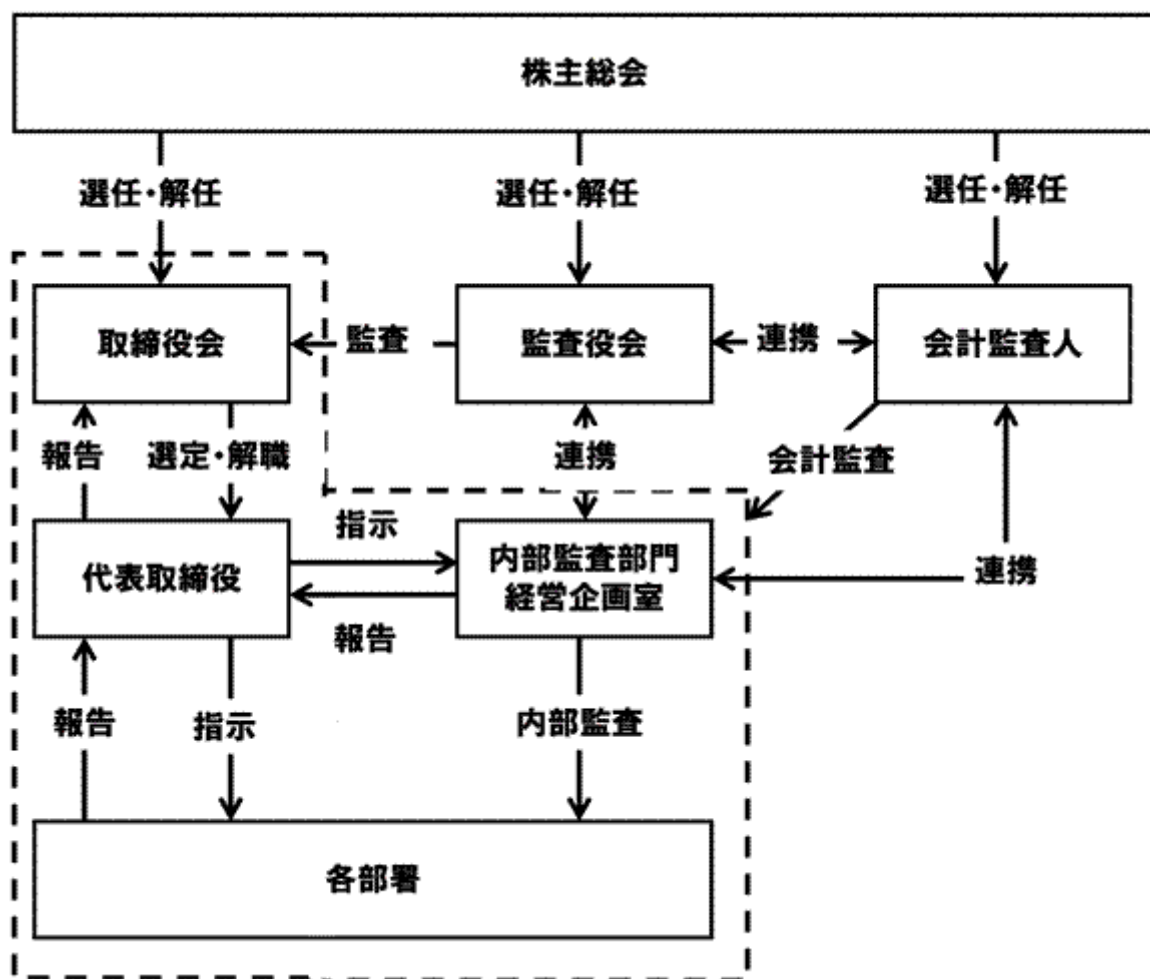
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業統治を事業発展のための前提条件と考えております。オーナーである株主は勿論のこと、従業員、取引先、債権者その他利害関係者との間で適切なコミュニケーションを図り、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。またその上で、企業規模の拡大に合わせて、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っていく考えであります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち4名が社外監査役であります。また、取締役会は取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されております。経営上の重要な意思決定は、当社の展開するモバイルプラットフォーム事業のみに関わらずより広い領域における知識と経験を有する非常勤取締役も含めた取締役会で行うことにより、経営の効率性だけでなく公正性の維持・向上を図っております。また、独立性の高い社外監査役（うち非常勤監査役3名）による監査役機能の充実により、経営の健全性と透明性の維持・向上も図っております。



a. 取締役会

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されております。毎月一回の定例取締役会に加え必要に応じて随時開催することにより、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行っております。取締役会には、監査役4名も出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。

b. 監査役会

監査役会は、社外監査役4名で構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの重要な役割を担う独立の機関であることを認識し、監査役会で年に一度立案される監査計画書に基づいて、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見を述べる他、取締役の業務執行に関する適法性の監査を実施しております。

ロ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、企業理念及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督いたしております。

取締役及び代表取締役社長は、取締役会で決定した役割に基づき「職務権限規程」その他の社内規則に従い当社の業務を遂行すると共に、毎月一回以上開催される取締役会においてそれぞれの業務執行の状況を取締役に報告いたしております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施すると共に内部監査担当者及び監査法人と連携して、「監査役会規程」及び「監査計画書」に従い、取締役の職務執行の適法性について監査を実施いたしております。

また、「経理規程」その他の社内規則に従い、会計基準その他の関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を確保いたしております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は文書管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料と共に法令及び文書管理規程に基づき保管し、管理いたしております。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・その他、取締役会が決定する書類

代表取締役社長は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書管理規程で定めると共に、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導いたしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会において行っております。

情報セキュリティ及び個人情報管理に掛かるリスクについては、それぞれ代表取締役社長を委員長とする委員会において管理体制の強化を図っております。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限に止めるよう努力しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うと共に、適切・効率的な業務執行を推進し、業務執行の監督をいたしております。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役社長が各部門会議等の会議に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。

監査役による日々の監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査をより充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化いたしております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保いたしております。

g．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を設置した場合は、監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役社長が決定することとし、取締役からの独立性を確保いたしております。

h．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して、随時取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制を確保いたしております。

監査役が、随時取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し意見を述べること及び重要情報を入力できる体制を確保いたしております。

監査役が、内部監査担当者及び会計監査人と連携することができる体制を確保いたしております。

i．その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査担当者と監査役との連携

内部監査担当者が内部監査計画策定時及び内部監査実施後に監査役と協議できる体制を確保いたしております。

外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保いたしております。

内部監査及び監査役監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査計画、監査の方針等に従い、会社の組織体制、管理体制、会社諸規程の整備・運用状況等の監査を通じ、取締役の業務執行に関する適法性監査、内部統制システムの状況の監視および検証を行っております。監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。また、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受けるとともに、期末監査終了時点で監査実施状況の報告や情報交換を行うことにより、情報の共有化ならびに監査の質・効果・効率の向上を図るよう努めております。

内部監査は、代表取締役社長直轄の経営企画室（2名）が行っております。内部統制システムの一環として代表取締役社長が指名した内部監査責任者が内部監査担当者を指示し、社内の各業務が定められた諸規程、諸制度に従って合理的、効率的に遂行されているか、及び、経営上の決定事項がその目的に従い正しく遂行されているかどうかの監査を内部監査計画に基づき実施しております。

監査役監査と内部監査との連携につきましては、監査計画について事前に協議を行うほか、親密な情報交換を行うことにより、個々の監査を効率的かつ効果的に実施するよう努めております。また、内部監査につきましては、会計監査人と意見交換を頻繁に行うことにより、実効性の高い監査を実施し、コンプライアンス経営に寄与するよう努めております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名、社外監査役4名を選任しております。社外取締役海老根智仁は、インターネット業界・広告業界における知識・経験から、当社の経営に貢献できると判断し当社より就任を要請しております。社外監査役高瀬明は、モバイル業界における豊富な経験と知識から、当社の事業戦略及び当社取締役の職務執行につき提言・助言をしております。社外監査役三村昌裕は、メディア業界・情報通信業界における豊富な経験と知識から、当社の事業戦略及び当社取締役の職務執行につき提言・助言をしております。社外監査役前川昌之は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する提言・助言をしております。社外監査役高森浩一は、情報通信業界、モバイル業界における豊富な経験と知識から、当社の事業戦略及び当社取締役の職務執行につき提言・助言をしております。

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は、社外役員の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、各社外役員は当社と資本関係のある会社、大株主、主要な取引先の出身者ではなく、高い独立性を有しているものと判断しております。

社外取締役海老根智仁及び社外監査役高瀬明、三村昌裕、前川昌之、高森浩一は、それぞれ、当社株式及び新株予約権を保有しており、その保有数は以下のとおりです。

海老根智仁 株式 166,000株
高瀬明 新株予約権 5個(2,500株)
三村昌裕 株式 17,500株
前川昌之 株式 50,000株
高森浩一 株式 104,500株 新株予約権 5個(2,500株)

なお、社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記と同様であります。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎え、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別総額(千円) | | | | 対象となる役員の員数 (人) |
|-------------------|----------------|---------------|-----------|----|-------|-------------------|
| | | 基本報酬 | ストックオプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 99,010 | 99,010 | - | - | - | 6 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | - | - | - | - | - | - |
| 社外役員(注) | 10,800 | 10,800 | - | - | - | 5 |

(注) 社外取締役1名及び社外監査役4名であります。

ロ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である上場株式

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査におきましては、独立監査人としての会計監査を監査法人A & Aパートナーズに委嘱しており、内部監査担当者及び監査役と連携し、独立した立場からの公正不偏の監査が実施されております。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

| 業務を執行した公認会計士の氏名 | 所属する監査法人 |
|-----------------|-----------------|
| 齊藤 浩司 | 監査法人A & Aパートナーズ |
| 加賀美 弘明 | 監査法人A & Aパートナーズ |

(注) 継続監査年数が7年を超えないため、継続監査年数の記載を省略しております。

ロ．監査業務に係る補助者の構成

| 公認会計士 | その他 |
|-------|-----|
| 4名 | 3名 |

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役及び監査役の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 11,000 | - | 12,000 | 500 |

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、財務諸表等を適切に作成できる体制を整備するために公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 656,836 | 1,593,919 |
| 売掛金 | 572,737 | 704,066 |
| 前払費用 | 7,416 | 174,942 |
| 繰延税金資産 | 1,450 | 56,945 |
| その他 | 2,153 | 20,015 |
| 貸倒引当金 | 2,851 | 1,788 |
| 流動資産合計 | 1,237,744 | 2,548,101 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,037 | 7,763 |
| 減価償却累計額 | 185 | 1,335 |
| 減損損失累計額 | - | 6,338 |
| 建物(純額) | 852 | 89 |
| 工具、器具及び備品 | 2,728 | 20,609 |
| 減価償却累計額 | 1,596 | 6,098 |
| 減損損失累計額 | - | 162 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 1,131 | 14,347 |
| 有形固定資産合計 | 1,984 | 14,437 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 993 | 881 |
| 商標権 | 486 | 842 |
| ソフトウェア | 37,837 | 50,773 |
| ソフトウェア仮勘定 | 2,147 | 62,457 |
| その他 | 805 | 1,080 |
| 無形固定資産合計 | 42,269 | 116,035 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | - | 50 |
| 破産更生債権等 | 8,400 | 8,400 |
| 長期前払費用 | 464 | 37,800 |
| 繰延税金資産 | 46,007 | 28,720 |
| 敷金 | 581 | 79,198 |
| 貸倒引当金 | 8,400 | 8,400 |
| 投資その他の資産合計 | 47,053 | 145,768 |
| 固定資産合計 | 91,307 | 276,241 |
| 資産合計 | 1,329,052 | 2,824,343 |

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | 10,000 | - |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 67,760 | 28,456 |
| 未払金 | 381,784 | 403,050 |
| 未払費用 | 815 | 3,859 |
| 未払法人税等 | 4,522 | 504,534 |
| 未払消費税等 | 29,889 | 51,715 |
| 前受金 | - | 45,653 |
| 預り金 | 5,188 | 9,151 |
| 流動負債合計 | 499,960 | 1,046,419 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 112,970 | 16,688 |
| 固定負債合計 | 112,970 | 16,688 |
| 負債合計 | 612,930 | 1,063,107 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 179,995 | 377,372 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 25,000 | 211,702 |
| 資本剰余金合計 | 25,000 | 211,702 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 511,126 | 1,159,240 |
| 利益剰余金合計 | 511,126 | 1,159,240 |
| 株主資本合計 | 716,121 | 1,748,315 |
| 新株予約権 | - | 12,919 |
| 純資産合計 | 716,121 | 1,761,235 |
| 負債純資産合計 | 1,329,052 | 2,824,343 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 2,022,313 | 4,932,004 |
| 売上原価 | 623,151 | 1,517,937 |
| 売上総利益 | 1,399,162 | 3,414,066 |
| 販売費及び一般管理費 | ¹ 878,065 | ¹ 2,286,861 |
| 営業利益 | 521,097 | 1,127,205 |
| 営業外収益 | | |
| 撤退事業関連収益 | - | 806 |
| その他 | 2 | 149 |
| 営業外収益合計 | 2 | 955 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,696 | 1,957 |
| 株式交付費 | 226 | 8,593 |
| 撤退事業関連損失 | 7,807 | - |
| その他 | 157 | 154 |
| 営業外費用合計 | 10,887 | 10,705 |
| 経常利益 | 510,213 | 1,117,455 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | ² 55,468 | ² 2,894 |
| 減損損失 | - | ³ 6,500 |
| その他 | 2,000 | - |
| 特別損失合計 | 57,468 | 9,395 |
| 税引前当期純利益 | 452,745 | 1,108,060 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,317 | 498,153 |
| 法人税等調整額 | 32,806 | 38,207 |
| 法人税等合計 | 31,488 | 459,945 |
| 当期純利益 | 484,234 | 648,114 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | | | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) | | |
|-------|---|---------|------------|---|-----------|------------|
| | 注記 番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) | 注記 番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 広告媒体費 | | 2,597 | 0.4 | | - | - |
| 労務費 | | 65,878 | 10.6 | | 157,250 | 10.4 |
| 外注費 | | 1,792 | 0.3 | | 22,712 | 1.5 |
| 諸経費 | 1 | 552,882 | 88.7 | 1 | 1,337,974 | 88.1 |
| 売上原価 | | 623,151 | 100.0 | | 1,517,937 | 100.0 |

| 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--|--|
| 1. 諸経費の主な内訳は、次の通りであります。 支払手数料 408,363千円 | 1. 諸経費の主な内訳は、次の通りであります。 支払手数料 1,118,557千円 |

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|-----------------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 154,995 | 179,995 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 25,000 | 197,377 |
| 当期変動額合計 | 25,000 | 197,377 |
| 当期末残高 | 179,995 | 377,372 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | - | 25,000 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 25,000 | 186,702 |
| 当期変動額合計 | 25,000 | 186,702 |
| 当期末残高 | 25,000 | 211,702 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | - | 25,000 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 25,000 | 186,702 |
| 当期変動額合計 | 25,000 | 186,702 |
| 当期末残高 | 25,000 | 211,702 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 26,892 | 511,126 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 484,234 | 648,114 |
| 当期変動額合計 | 484,234 | 648,114 |
| 当期末残高 | 511,126 | 1,159,240 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 26,892 | 511,126 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 484,234 | 648,114 |
| 当期変動額合計 | 484,234 | 648,114 |
| 当期末残高 | 511,126 | 1,159,240 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 181,887 | 716,121 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 50,000 | 384,080 |
| 当期純利益 | 484,234 | 648,114 |
| 当期変動額合計 | 534,234 | 1,032,194 |
| 当期末残高 | 716,121 | 1,748,315 |

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|---------------------|---|---|
| 新株予約権 | | |
| 当期首残高 | - | - |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | 12,919 |
| 当期変動額合計 | - | 12,919 |
| 当期末残高 | - | 12,919 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 181,887 | 716,121 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 50,000 | 384,080 |
| 当期純利益 | 484,234 | 648,114 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | 12,919 |
| 当期変動額合計 | 534,234 | 1,045,113 |
| 当期末残高 | 716,121 | 1,761,235 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|--------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 452,745 | 1,108,060 |
| 減価償却費 | 43,266 | 43,507 |
| 減損損失 | - | 6,500 |
| 貸倒引当金の増減額 (は減少) | 7,484 | 1,063 |
| 支払利息 | 2,696 | 1,957 |
| 固定資産除却損 | 55,468 | 2,894 |
| 売上債権の増減額 (は増加) | 489,174 | 131,328 |
| 前受金の増減額 (は減少) | - | 45,653 |
| 前払費用の増減額 (は増加) | 1,961 | 167,568 |
| 未払金の増減額 (は減少) | 326,219 | 14,992 |
| 未払又は未収消費税等の増減額 | 22,830 | 21,826 |
| 未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (は減少) | 2,980 | 3,693 |
| 破産更生債権等の増減額 (は増加) | 6,300 | - |
| その他 | 11,132 | 10,569 |
| 小計 | 427,386 | 938,557 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2 | 92 |
| 利息の支払額 | 2,933 | 1,914 |
| 法人税等の支払額 | 290 | 1,835 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 424,165 | 934,900 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 1,673 | 23,413 |
| 貸付けによる支出 | - | 20,000 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 100,213 | 102,972 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 200 | - |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 165 | 81,281 |
| その他 | 658 | 50 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 102,510 | 227,717 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額 (は減少) | 9,158 | 10,000 |
| 長期借入れによる収入 | 190,000 | - |
| 長期借入金の返済による支出 | 88,750 | 135,586 |
| 株式の発行による収入 | 49,773 | 375,486 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 141,865 | 229,900 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (は減少) | 463,521 | 937,083 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 193,315 | 656,836 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 656,836 | 1,593,919 |

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

(2)無形固定資産

自社利用ソフトウェア

ウェブを利用したサービス提供に係るものについてはライフサイクルに基づく償却方法（見込利用可能期間2年）によっております。

また、その他の自社利用ソフトウェアについては定額法（見込利用可能期間5年）によっております。

(3)長期前払費用

定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、この変更による影響については、「注記事項（1株当たり情報）」に記載しております。

【表示方法の変更】

（貸借対照表関係）

前事業年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立記載することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた2,952千円は、「ソフトウェア仮勘定」2,147千円、「その他」805千円として組み替えております。

（損益計算書関係）

前事業年度において、独立記載しておりました「営業外収益」の「受取利息」2千円は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取利息」2千円は、「営業外収益」の「その他」として組み替えております。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「前払費用の増減額（は増加）」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立記載することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた9,170千円は、「前払費用の増減額（は増加）」1,961千円、「その他」11,132千円として組み替えております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(損益計算書関係)

1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度82%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度18%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) |
|----------|---|---|
| 役員報酬 | 69,740千円 | 109,810千円 |
| 広告宣伝費 | 475,477 | 1,437,075 |
| 減価償却費 | 2,168 | 4,484 |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,820 | 1,788 |
| 回収代行手数料 | 211,831 | 428,525 |

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

固定資産除却損は、工具、器具及び備品215千円、ソフトウェア20,657千円、その他34,595千円であります。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

固定資産除却損は、ソフトウェア仮勘定2,894千円であります。

3. 減損損失の内容は次のとおりであります。

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|--------|-------|-----------|
| 東京都品川区 | 本社事務所 | 建物 |
| 東京都品川区 | 本社事務所 | 工具、器具及び備品 |

本社事務所の建物、工具、器具及び備品については、本社移転の意思決定を行い、移転後使用しない資産は、回収可能価額まで減額しその減少額を減損損失として認識しております。その内訳は、建物6,338千円、工具、器具及び備品162千円となります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 10,682 | 200 | - | 10,882 |
| 合計 | 10,682 | 200 | - | 10,882 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加200株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 10,882 | 6,463,118 | - | 6,474,000 |
| 合計 | 10,882 | 6,463,118 | - | 6,474,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下のとおりであります。

株式分割に伴う増加 5,960,555株
 公募増資に伴う増加 350,000株
 第三者割当増資に伴う増加 80,000株
 新株予約権の行使に伴う増加 72,563株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内 訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末 残高(千円) |
|------|-----------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| | | | 当事業年度 期首 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度 期末 | |
| 提出会社 | ストック・オブ ションとしての 新株予約権 | - | - | - | - | - | 12,919 |
| 合計 | - | - | - | - | - | - | 12,919 |

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 656,836千円 | 1,593,919千円 |
| 現金及び現金同等物 | 656,836 | 1,593,919 |

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については資金計画・設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。資金運用については、市場リスクを回避するために定期預金以外の運用は行わず、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては信用調査機関の情報や開示資料をもとに与信管理規程に基づき、与信限度額の設定をしております。また定期的に期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債務である未払金や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、投資計画等に基づき、適時資金計画を策定し、金融環境等に応じて一定の手許流動性を維持することにより管理しております。

長期借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、毎月返済予定表を作成し、取締役会に報告することで、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成23年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-----------------------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 656,836 | 656,836 | - |
| (2) 売掛金 | 572,737 | | |
| 貸倒引当金(1) | 2,851 | | |
| | 569,886 | 569,886 | - |
| (3) 破産更生債権等 | 8,400 | | |
| 貸倒引当金(2) | 8,400 | | |
| | - | - | - |
| 資産計 | 1,226,723 | 1,226,723 | - |
| (1) 未払金 | 381,784 | 381,714 | - |
| (2) 短期借入金 | 10,000 | 10,000 | - |
| (3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む) | 180,730 | 180,092 | 637 |
| 負債計 | 572,514 | 571,877 | 637 |

(1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 656,836 | - | - | - |
| 売掛金 | 572,737 | - | - | - |
| 合計 | 1,229,574 | - | - | - |

(注) 上表には償還予定額が見込めない破産更生債権等8,400千円は含めておりません。

(注) 3 . 長期借入金の決算日後の返済予定額

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 長期借入金 | 38,960 | 24,692 | 8,004 | 8,004 | 101,070 |

当事業年度(平成24年12月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-----------------------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,593,919 | 1,593,919 | - |
| (2) 売掛金 | 704,066 | | |
| 貸倒引当金(1) | 1,788 | | |
| | 702,278 | 702,278 | - |
| (3) 敷金 | 79,198 | 79,050 | 148 |
| (4) 破産更生債権等 | 8,400 | | |
| 貸倒引当金(2) | 8,400 | | |
| | - | - | - |
| 資産計 | 2,824,343 | 2,824,343 | - |
| (5) 未払金 | 403,050 | 403,050 | - |
| (6) 未払法人税等 | 504,534 | 504,534 | - |
| (7) 前受金 | 45,653 | 45,653 | - |
| (8) 長期借入金 (1年内返済予定を含む) | 45,144 | 45,353 | 209 |
| 負債計 | 998,381 | 998,591 | 209 |

(1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた適切な利率で割り引いた現在価値によって、算定しております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 前受金

すべて短期間であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券（貸借対照表計上額50千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,593,919 | - | - | - |
| 売掛金 | 704,066 | - | - | - |
| 合計 | 2,297,985 | - | - | - |

(注) 上表には償還予定額が見込めない破産更生債権等8,400千円は含めておりません。

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

1. その他有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

1. その他有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日) |
|------------------|---|---|
| 販売費及び一般管理費の株式報酬費 | - | 12,919 |

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 2名 外部協力者 1名 | 当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 1名 | 当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 62,500株 | 普通株式 5,000株 | 普通株式 2,000株 |
| 付与日 | 平成16年8月10日 | 平成17年7月27日 | 平成17年8月24日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成17年4月1日 至 平成26年3月31日 | 自 平成18年4月1日 至 平成27年3月31日 | 自 平成18年4月1日 至 平成27年3月31日 |

| | 第11回新株予約権 | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 |
|------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 1名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 - 名 | 当社の取締役 3名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 - 名 | 当社の取締役 1名 当社の監査役 2名 当社の従業員 - 名 外部協力者 - 名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 5,000株 | 普通株式 37,500株 | 普通株式 5,000株 |
| 付与日 | 平成22年8月31日 | 平成23年5月18日 | 平成23年5月18日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成24年8月31日 至 平成28年6月30日 | 自 平成25年6月1日 至 平成28年6月30日 | 自 平成25年6月1日 至 平成28年6月30日 |

| | 第14回新株予約権 | 第15回新株予約権 | 第16回新株予約権 |
|------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 5名 当社の監査役 -名 当社の従業員 25名 外部協力者 -名 | 当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 -名 外部協力者 1名 | 当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 25名 外部協力者 -名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 162,500株 | 普通株式 5,000株 | 普通株式 41,000株 |
| 付与日 | 平成23年8月17日 | 平成24年4月11日 | 平成24年4月11日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成25年9月1日 至 平成29年12月31日 | 自 平成26年5月1日 至 平成30年12月31日 | 自 平成26年5月1日 至 平成30年12月31日 |

| | 第17回新株予約権 |
|------------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 9名 外部協力者 -名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 174,000株 |
| 付与日 | 平成24年10月17日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成26年11月2日 至 平成34年9月30日 |

(注) 平成24年3月8日付株式分割(1株につき500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 127,500 | 22,000 | 61,500 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | 65,000 | 22,000 | 54,500 |
| 失効 | - | - | 2,000 |
| 未行使残 | 62,500 | - | 5,000 |

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 | 第10回新株予約権 |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 2,000 | 9,000 | 450,000 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | 9,000 | 450,000 |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 2,000 | - | - |

| | 第11回新株予約権 | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 7,500 | 37,500 | 5,000 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | 7,500 | - | - |
| 未確定残 | - | 37,500 | 5,000 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | 7,500 | - | - |
| 権利行使 | 2,500 | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 5,000 | - | - |

| | 第14回新株予約権 | 第15回新株予約権 | 第16回新株予約権 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 162,500 | - | - |
| 付与 | - | 5,000 | 41,000 |
| 失効 | 500 | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 162,000 | 5,000 | 41,000 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

| 第17回新株予約権 | |
|-----------|---------|
| 権利確定前 | (株) |
| 前事業年度末 | - |
| 付与 | 174,000 |
| 失効 | - |
| 権利確定 | - |
| 未確定残 | 174,000 |
| 権利確定後 | (株) |
| 前事業年度末 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 未行使残 | - |

(注) 平成24年3月8日付株式分割(1株につき500株の割合)による分割後の株数に換算して記載しております。

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格 (円) | 110 | 110 | 130 |
| 行使時平均株価 (円) | 2,039 | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 | 第10回新株予約権 |
|--------------------|----------|----------|-----------|
| 権利行使価格 (円) | 130 | 130 | 110 |
| 行使時平均株価 (円) | - | 1,570 | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第11回新株予約権 | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 権利行使価格 (円) | 110 | 110 | 110 |
| 行使時平均株価 (円) | 1,838 | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第14回新株予約権 | 第15回新株予約権 | 第16回新株予約権 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 権利行使価格 (円) | 220 | 800 | 800 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - |

| | 第17回新株予約権 |
|--------------------|-----------|
| 権利行使価格 (円) | 2,367 |
| 行使時平均株価 (円) | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 891 |

(注) 平成24年3月8日付株式分割(1株につき500株の割合)による分割後の単価に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権から第16回新株予約権までは、ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

第17回新株予約権に関しては、下記のとおりであります。

使用した評価方法：モンテカルロ・シミュレーション方式

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性：72.617%

配当率：0.000%

無リスク利率：0.279%

予想残存期間：6年

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．当事業年度末（平成24年12月31日現在）におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

619,800千円

6．当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

109,168千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減価償却費 | 26,871千円 | 15,527千円 |
| 未払事業税 | 1,374 | 35,576 |
| 投資有価証券評価損 | 7,443 | 7,443 |
| 事業撤退損 | 47,950 | 44,582 |
| 貸倒引当金 | 2,993 | 2,993 |
| 前受金 | - | 17,352 |
| その他 | 3,999 | 4,899 |
| 小計 | 90,632 | 128,375 |
| 評価性引当額 | 43,174 | 42,710 |
| 繰延税金資産合計 | 47,458 | 85,665 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異となった項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当事業年度 (平成24年12月31日) |
|--------------------|------------------------|--|
| 法定実効税率 | | |
| (調整) | 40.70% | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.45 | |
| 住民税等均等割 | 0.06 | |
| 評価性引当額 | 50.01 | |
| 税率変更による影響 | 1.84 | |
| その他 | 0.01 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 6.95 | |

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、モバイルプラットフォーム事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| サービス別 | 売上高 |
|---------------|-----------|
| ソーシャルメディアサービス | 126,946 |
| ソーシャルゲームサービス | 1,895,367 |
| 合計 | 2,022,313 |

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|------------------|---------|----------------|
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 659,269 | モバイルプラットフォーム事業 |
| KDDI株式会社 | 438,821 | モバイルプラットフォーム事業 |
| 株式会社ウェブマネー | 280,860 | モバイルプラットフォーム事業 |
| 株式会社アイコール | 203,874 | モバイルプラットフォーム事業 |
| テレコムクレジット株式会社 | 162,670 | モバイルプラットフォーム事業 |

（注）上記売上高は、当社がソーシャルメディア「mobcast」内で会員に対して提供する一部の有料サービスの利用者に対する課金総額であり、主要な顧客は当該課金額の回収代行を行っております。

当事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| サービス別 | 売上高 |
|---------------|-----------|
| ソーシャルメディアサービス | 275,769 |
| ソーシャルゲームサービス | 4,656,235 |
| 合計 | 4,932,004 |

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|------------------|-----------|----------------|
| テレコムクレジット株式会社 | 1,307,537 | モバイルプラットフォーム事業 |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 1,048,482 | モバイルプラットフォーム事業 |
| KDDI株式会社 | 793,993 | モバイルプラットフォーム事業 |
| 株式会社アイコール | 740,011 | モバイルプラットフォーム事業 |
| 株式会社ウェブマネー | 517,846 | モバイルプラットフォーム事業 |

(注) 上記売上高は、当社がソーシャルメディア「m o b c a s t」内で会員に対して提供する一部の有料サービスの利用者に対する課金総額であり、主要な顧客は当該課金額の回収代行を行っております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

| モバイルプラットフォーム事業 | 全社：消去 | 合計 |
|----------------|---------|---------|
| - | 6,500千円 | 6,500千円 |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|------------|-----|--------------|-----------|-------------------|-----------|-----------------|----------|----|----------|
| 役員 | 藪 考樹 | - | - | 当社代表取締役社長 | （被所有） 直接 47.0 | - | 当社銀行借入に対する債務被保証 | 163,330 | - | - |

当事業年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|------------|-----|--------------|-----------|-------------------|-----------|----------------|----------|----|----------|
| 役員 | 藪 考樹 | - | - | 当社代表取締役社長 | （被所有） 直接 42.5 | - | 新株予約権の行使による（注） | 27,500 | - | - |
| 役員 | 清田 卓生 | - | - | 当社取締役 | （被所有） 直接 3.1 | - | 新株予約権の行使による（注） | 22,000 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成22年 8月18日取締役会決議により発行した第10回新株予約権（単価55,000円）の行使であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | | 当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) | |
|---|---------|---------------------------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 131.62円 | 1株当たり純資産額 | 270.05円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 90.23円 | 1株当たり当期純利益金額 | 105.95円 |
| | | 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 103.34円 |
| <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は前事業年度においては非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。</p> | | | |

(注) 1. 当社は、平成24年3月8日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

| | |
|--------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 65,807.92円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 45,116.55円 |

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日) | 当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) |
|---|---|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益金額(千円) | 484,234 | 648,114 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額(千円) | 484,234 | 648,114 |
| 期中平均株式数(株) | 5,366,479 | 6,117,252 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | - | 150,396 |
| (うち、新株予約権(株)) | (-) | (150,396) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権10種類(新株予約権の数1,769個)。詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 新株予約権1種類(新株予約権の数1,740個)。詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

株式会社エンタークルーズとの株式交換契約について

当社は、平成25年1月7日開催の取締役会において、株式会社エンタークルーズ(以下「エンタークルーズ」)を完全子会社、当社を完全親会社とする株式交換(以下「本株式交換」)を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、平成25年2月1日に効力を発生しております。

(1) 株式交換の目的

当社は、ソーシャルゲーム及びソーシャルメディアを中心としたモバイルエンターテインメントプラットフォーム事業を展開しております。主たるサービスであるソーシャルゲームサービスにおいては、ユーザーに求められる質の高いゲームを継続的に開発・運営していくことが必要となります。そのため、当社は優秀な技術者、特にゲーム開発経験者の採用を積極的に行ってまいりました。

また、当社では、海外展開を今後の成長戦略の重点としております。今回、当社の今後の成長を加速するため、高いゲーム開発力を有し、大韓民国及びインドネシア共和国に開発拠点を有するエンタークルーズの株式を取得し、連結子会社化することとしました。

当社のソーシャルゲームの開発・運営力と、エンタークルーズのPCゲーム開発力及びアジアでのネットワークを有機的に結びつけることで、ソーシャルゲームの開発力をより一層強化し、海外展開のスピードを速め、成長を加速することができると判断いたしました。両社で事業シナジーを創出することで、一層の企業価値向上を目指してまいります。

(2) 株式交換の方式

当社を完全親会社、エンタークルーズを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第736条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社の株主総会決議による承認を受けずに行い、また、エンタークルーズについては、平成25年1月30日開催の臨時株主総会の決議による承認を受け、平成25年2月1日に効力が発生いたしました。

(3) 株式交換に係る割当の内容

株式の割当比率

エンタークルーズの普通株式1株に対して、当社の普通株式11.88株を、エンタークルーズのA種優先株式1株に対して、当社の普通株式41.72株を割当交付しました。

株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、新たに普通株式279,404株を発行し、本株式交換により当社がエンタークルーズの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のエンタークルーズの株主に対し、割当交付しました。

(注) エンタークルーズは、平成25年2月1日付で株式会社モブキャストイーシーに商号変更しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円) | 当期 減損損失 累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引 当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------------|---------------------------|-------------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | | |
| 建物 | 1,037 | 6,725 | - | 7,763 | 1,335 | 6,338 | 7,488 (6,338) | 89 |
| 工具、器具及び備品 | 2,728 | 17,880 | - | 20,609 | 6,098 | 162 | 4,664 (162) | 14,347 |
| 有形固定資産計 | 3,766 | 24,605 | - | 28,372 | 7,434 | 6,500 | 12,152 (6,500) | 14,437 |
| 無形固定資産 | | | | | | | | |
| 特許権 | 1,019 | - | - | 1,019 | 138 | - | 111 | 881 |
| 商標権 | 659 | 441 | - | 1,100 | 257 | - | 85 | 842 |
| ソフトウェア | 251,893 | 48,319 | 29,285 | 270,927 | 220,154 | - | 34,994 | 50,773 |
| ソフトウェア仮勘定 | 2,147 | 106,416 | 46,106 | 62,457 | - | - | - | 62,457 |
| その他 | 805 | 742 | 467 | 1,080 | - | - | - | 1,080 |
| 無形固定資産計 | 256,525 | 155,921 | 75,859 | 336,586 | 220,550 | - | 35,192 | 116,035 |
| 長期前払費用 | 711 | 91,350 | 711 | 91,350 | 15,750 | - | 15,878 | 75,600 (37,800) |

(注) 1. 長期前払費用の差引当期末残高欄の()内は、内数で1年以内に償却予定の金額であり貸借対照表では流動資産の「前払費用」に含めております。

(注) 2. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | | |
|-----------|-----|------------------------|-----------|
| 建物 | 増加額 | 本社 | 6,725千円 |
| 工具、器具及び備品 | 増加額 | 本社 | 17,880千円 |
| ソフトウェア | 増加額 | ゲームコンテンツ プログラムの完成 | 43,212千円 |
| | 減少額 | ゲームコンテンツ プログラムの配信終了 | 29,285千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | 増加額 | ゲームコンテンツ プログラムの開発 | 106,416千円 |

(注) 3. 当期償却額のうち、()内の金額は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|----------------------|
| 短期借入金 | 10,000 | - | - | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 67,760 | 28,456 | 1.79 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | - | - | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 112,970 | 16,688 | 1.78 | 平成23年9月～ 平成26年11月 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | - | - | - | - |
| 其他有利子負債 | - | - | - | - |
| 合計 | 190,730 | 45,144 | | |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 16,688 | - | - | - |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 11,251 | 1,788 | 2,851 | - | 10,188 |

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------------|-----------|
| 現金 | 32 |
| 預金 普通預金 | 1,593,887 |
| 小計 | 1,593,887 |
| 合計 | 1,593,919 |

売掛金

(イ) 相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------------|---------|
| テレコムクレジット株式会社 | 125,807 |
| KDDI株式会社 | 118,640 |
| 株式会社ウェブマネー | 112,002 |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 88,957 |
| 株式会社アイコール | 76,881 |
| その他 | 181,777 |
| 合計 | 704,066 |

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|-----------|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | (A) + (D) |
| | | | | | 2 |
| | | | | | (B) |
| | | | | | 366 |
| 572,737 | 5,178,104 | 5,036,436 | 704,066 | 87.58 | 45.12 |

前払費用

| 区分 | 金額(千円) |
|-------|---------|
| 支払手数料 | 140,151 |
| 広告宣伝費 | 16,683 |
| 配信費 | 9,359 |
| 地代家賃 | 5,829 |
| その他 | 2,918 |
| 合計 | 174,942 |

未払金

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------|---------|
| 株式会社バップ | 162,617 |
| 株式会社エス・アール・ピー | 33,426 |
| 株式会社電通 | 28,635 |
| 株式会社セミック | 19,158 |
| KDDI株式会社 | 17,100 |
| その他 | 142,111 |
| 合計 | 403,050 |

未払法人税等

| 区分 | 金額(千円) |
|-----|---------|
| 法人税 | 337,242 |
| 住民税 | 73,590 |
| 事業税 | 93,700 |
| 合計 | 504,534 |

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当事業年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高(千円) | 1,081,952 | 2,283,434 | 3,533,063 | 4,932,004 |
| 税引前四半期(当期)純利益金額(千円) | 248,154 | 394,784 | 679,258 | 1,108,060 |
| 四半期(当期)純利益金額(千円) | 143,264 | 227,359 | 394,613 | 648,114 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額(円) | 25.64 | 39.27 | 65.78 | 105.95 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益金額(円) | 25.64 | 14.04 | 26.08 | 39.18 |

- (注) 1. 当社は、平成24年6月26日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、第1四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間の四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより四半期レビューを受けております。
2. 当社は、平成24年3月8日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 毎年1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3ヶ月以内 |
| 基準日 | 12月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 6月30日 12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三菱UFJ信託銀行 全国各支店 |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 公告掲載URL http://mobcast.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成24年5月21日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成24年6月6日及び平成24年6月15日関東財務局長に提出。
平成24年5月21日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第9期第2四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出。
（第9期第3四半期）（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成24年10月17日及び平成25年1月7日に関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成24年11月1日及び平成25年1月8日に関東財務局長に提出。
上記(4)臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月26日

株式会社モブキャスト
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 浩司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モブキャストの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モブキャストの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月7日開催の取締役会において、株式会社エンタークルーズを完全子会社、会社を完全親会社とする株式交換を行うことを決議、同日付で株式交換契約を締結、平成25年2月1日に株式交換の効力が発生している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社モブキャストの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社モブキャストが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、株式会社エンタークルーズを完全子会社、会社を完全親会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結し、平成25年2月1日に効力を発生しており、これに伴い株式会社エンタークルーズの株式を取得して連結子会社とした。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。